

根絶！

児童生徒への性暴力

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」における「性暴力等」の定義

- ①児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせる事
- ②児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせる事
- ③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反
- ④痴漢行為又は盗撮行為
- ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない



千葉市における規定

－「児童生徒を性暴力から守るための行動指針」より－

性暴力に繋がる危険のある以下の行為は、同性異性に関わらず、また、児童生徒の同意の有無に関わらず禁止されていることを認識し、教育者であることの自覚をもって行動してください。

- 1 児童生徒と交際したり、性的な関係を求めたりすること
- 2 児童生徒に対して身体接触（脇、腰、でん部、大腿部等に触る、抱きしめる、頬ずりする、膝にさせる、おんぶする、マッサージする等）をすること
＊着衣の上からの身体接触を含む。
- 3 管理職の許可なく、密室で児童生徒に対する個別指導を一人で行うこと
- 4 児童生徒の自宅を保護者不在時に一人で訪問すること
- 5 児童生徒を車両に同乗させること
- 6 個人的に児童生徒と学校外で会うこと
- 7 電子メールやSNS（付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む）を使って児童生徒と、管理職の許可、保護者の同意なく私的なやりとりを行うこと
- 8 児童生徒とSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを、管理職の許可、保護者の同意なく伝え合うこと
- 9 児童生徒からのSNSのフォローリクエストや友達リクエスト等を、管理職の許可、保護者の同意なく承認すること
- 10 私物のスマートフォンや携帯電話を、管理職の許可なく校内で持ち歩くこと
- 11 校務での撮影時に、学校保有のデジタルカメラ等を使用せず、私物のスマートフォンや携帯電話等を使用すること
- 12 児童生徒に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出すこと
- 13 宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りを、複数の教職員で担当せず一人で行うこと
- 14 児童生徒に対して、「男だから」「女だから」という意識で指導すること

- ✓ 児童生徒に対する性暴力は、子どもたちを裏切る行為であり、「教員」という職業そのものに対する背信行為です。
- ✓ 高い倫理観をもち、児童生徒との適切な距離感をもった対応が必要です。

性暴力を受けた子に現れるサイン

参考：「こどもたちのためにできること～性暴力を受けたこどもの理解と支援～」(こども家庭庁作成)

子どもによって症状や度合いの違い等、個人差がありますが、例としては次のようなものがあります。

からだの変化

- 頻尿、夜尿
- 不眠
- 食欲不振、過食
- 頭痛、腹痛、吐き気等の体調不良
- 不眠、睡眠習慣の変化、悪夢、睡眠の恐怖
- 性器の痛み、かゆみ

こころの変化

- ふさぎこむ、元気がない
- 過剰に甘えようとする
- 集中力の欠如
- 情緒不安定
- 周りの人が信じられない

行動面の変化

- 落ち着かない
- 物を壊す
- 学力不振
- 非行(飲酒、喫煙、家出等)
- 自傷行為
- 人との距離が近い
- 性的な言動や遊び

- ✓ 児童生徒の小さな変化や SOS に気付くことができるよう、普段から児童生徒理解に努めましょう。
- ✓ 日頃から、児童生徒の様子について職員同士で相談し合える職場風土を醸成しましょう。

性暴力発生時の対応フロー(抜粋)

正式なフローは [N:¥71 教育委員会事務局¥71103000 教育総務部教育職員課¥003 コンプライアンス班¥1 学校用¥018](#) 教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フローに格納

「誰に、何をされた」を簡潔に聴き取る

初期対応

スクールレスキューへ報告
245-5930

管理職へ報告

児童生徒の安全確保
関係職員を分離

校長→教育委員会への報告 **必須**

①原則として管理職が行うこと。

②被害の訴えを受けたときに先ず教育委員会に報告すること。「疑いが生じた」時点でも児童生徒の安全を守る義務を果たすため、躊躇することなく迅速に報告すること。

千葉市教育委員会 教育職員課 245-5930

報告・通報・相談 告発義務(刑事訴訟法239条2項)

これ以降、教育委員会が主導する。
学校は教育委員会と連携をとりながら対応にあたる。

児童相談所

警察

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ✓ 児童生徒の安全確保を第一に考え、「疑いが生じた」時点での対応を始めることが大事です。
- ✓ 児童生徒と関係職員(加害者とその疑いのある者)との接触を遮断します。
- ✓ 先入観(そんなことをする先生ではない、児童生徒が嘘をついているのでは…等)をもたず、迅速かつ慎重に対応しましょう。